

**公認心理師法第7条第3号に基づく
公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について
よくある質問 審査対象者第1の6（更新日：令和4年11月30日）**

項番	質問	回答
1	<p>条件1「平成29年（2017年）年9月15日より前に4年制大学に入学したこと、当該大学で公認心理師となるために必要な科目を分類ごとに定められた科目数以上履修し、延べ23科目以上を修めて卒業したこと」の読替の仕方について、従前の区分Eの読替の仕方から変更はあるのか。 例えば、「心理学概論Ⅰ」という科目を過去に履修していた場合は、その科目が公認心理師となるために必要な科目の「心理学概論」を1科目履修したものとみなしていたが、その解釈に変更はあるのか。</p>	<p>従来の科目の対応関係についての考え方は、「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて」（平成29年9月15日付け29文科初第881号障発0915第9号）から変更はありません。 今般の通知改正では「分類ごとに定められた科目数」や「延べ23科目以上」という点については変更されておりますが、その科目の内容は従前のものと変更ありません。 従って各大学において区分Eの読替で過去に対応表等がある場合については、それをご利用ください。</p>
2	<p>条件が以下の3つあるが、いずれかを満たせば良いのか。 ・平成29年（2017年）年9月15日より前に4年制大学に入学したこと、当該大学で公認心理師となるために必要な科目を分類ごとに定められた科目数以上履修し、延べ23科目以上を修めて卒業したことです。 ・令和4年（2022年）3月31日までに大学院に入学したこと、当該大学院において平成29年（2017年）9月15日以降、公認心理師となるために必要な科目10科目を修めて修了したことです。 ・申請日時点において心理的支援業務に1か月以上従事していることです。</p>	<p>3つの条件を全て満たす必要があります。</p>
3	<p>4年制大学の読替は分かったが、大学院の読替はどうか。</p>	<p>「令和4年（2022年）3月31日までに大学院に入学したこと、当該大学院において平成29年（2017年）9月15日以降、公認心理師となるために必要な科目10科目を修めて修了したこと。」を条件の一つとしておりますので、通常の公認心理師のカリキュラムを満たしている必要がございます。 本審査の各条件については、有識者からも御意見をお伺いしつつ、分類ごとのバランス、区分A及びBとの同等性などを踏まえて設定したものととなりますので、御理解ください。</p>
4	<p>学部及び院での条件を満たすうえで科目等履修は不可か？</p>	<p>不可です。 区分Aなどと同様にその資格取得の過程においては、大学・大学院レベルでそれぞれ学ぶべき内容が定められており、体系的な学習で修められていることが必要となります。</p>
5	<p>今後も毎年今回のような審査があるのか？</p>	<p>次年度以降も審査は行う予定でございます。大学院の入学時期等も含めて、審査対象者の条件については変更を行う予定はございません。ご承知おきください。 例年試験の10,9か月ほど前を申請期間として設けて審査を行っております。試験の実施の時期により、異なりますのでご承知おきください。</p>
6	<p>大学の学部において公認心理師のカリキュラムを開設してなくても可能か。</p>	<p>条件1の「平成29年（2017年）年9月15日より前に4年制大学に入学したこと、当該大学で公認心理師となるために必要な科目を分類ごとに定められた科目数以上履修し、延べ23科目以上を修めて卒業したこと」については、内容を満たすことが確認できれば問題ありません。従って大学において公認心理師のカリキュラムを開設していることは必須ではありません。</p>

公認心理師法第7条第3号に基づく
公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について
よくある質問 審査対象者第1の6（更新日：令和4年11月30日）

項番	質問	回答
7	大学院の修了見込みでも申請可能か。	「申請日時点において心理的支援業務に1か月以上従事していること」の条件を満たしていないので不可です。